

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成25年7月11日(木)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

五十嵐 仁, 糟屋江美子, 坂本俊治, 田中 実, 西子好之, 藤田美枝子, 森 則夫,  
山内真一, (以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 長谷川憲一,  
生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

松浪聖一(裁判官), 宮城英夫(事務局長), 古賀正弘(首席家庭裁判所調査官),  
小磯 治(首席書記官), 結城正彦(次席家庭裁判所調査官), 杉原徳美(次席書記  
官)

(庶務)

櫻井博三(総務課長), 太田広幸(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 委員長より6月25日付けで天日崇博委員が任命された旨の報告がされた。

(2) 今回委員会のテーマである「家事事件手続法」について, 意見交換に先立って, 松浪  
聖一裁判官より家事事件手続法制定の経過と意義について, 杉原徳美次席書記官より新  
法下における事件当事者との対応について, 結城正彦次席家庭裁判所調査官より家事調  
停事件における子の意思の把握と考慮について, それぞれ説明がされた。

(3) 各委員から次のような意見等が述べられた。

(○印: 委員発言, ◇事務担当者発言)

○ 法の施行から半年運用しての効果等を教えていただきたい。

◇ 施行前の準備段階から実質的には同様の運用をしており, 共通書式を利用して申立書

を原則相手方に送付する点については、比較的スムーズに行われてきている。また、電話会議システムやテレビ会議システムは便利な道具であるが、本人確認がしにくいとの問題もあり、調停が非公開でもあることから利用としては少ない。弁護士代理人が付く場合には、事務所で実施できることがあるが、本人の自宅での利用は少ない。

- この60年間なぜ家事審判法が改正されてこなかったのかとの思いがある。また、調停などは申立てをもって始まるが、調停をやりたいと思いながらも現実的には申立までいかない場合がかなりあるのではないか。
- ◇ 申立てのない場合は司法が介入するところではない。むしろ、司法とは別の行政関係がアドバイスし、裁判所への案内をすることになるのではないか。
- ◇ 民事訴訟では被告に訴状が送付されたことを確認し、裁判が始まるのが大原則である。しかし、家事事件においては、申立人が申立書に感情等納まりきれない内容を書いてしまうケースがあり、それを相手方に送付することにより話し合いでの解決が困難になるのではないかと考えられてきた。呼出状には事件名が書いてあるため、相手方もある程度はその内容について察しが付くであろうから、これまで申立書の写し送付していなかった。しかし、時代の変化により、第一回目までに相手方においても準備したいとの意向等もあり、相手方に送付した方が効率が良いとなってきた。送付する書面も記載内容が感情的になりすぎないようにチェック式にするなど工夫し、検討を図ってきた。また、送付する封筒も「裁判所」の印刷がないものを使用するなど配慮している。
- 第一回の調停で話し合いの内容を知ることになったわけだが、その内容を初めて知ったときの相手方の様子はどうか。
- ◇ 相手方については被告扱いにされた思いが強く、調停は話し合いの場であるにも関わらず、声を荒げ、怒りをぶつける方がいる。調停委員により話を進めていくことになるが、全てがうまくいくことではない。

また、夫婦関係調整事件には離婚調停のみでなく、円満調整の申立もある。

- この手続は以前と比較してフェアになったと思う。
- 家事事件手続法65条において、子の意思の把握に努め、その意思を考慮しなければ

ならないと明記されたこと以外で、具体的に家庭裁判所調査官による手続で変わったと  
ことはないか。

- ◇ 調査官調査の内容については基本的には変わっていないが、手続の透明性や手続保障  
の観点から、例えば子どもに対して手紙で調査の意図を伝えることもあるなど今まで以  
上に丁寧な説明をしている。
- 子どもの言葉と気持ちのズレを把握するのは難しいことではないか。
- ◇ 家庭裁判所調査官は、人間諸科学の専門職である。そもそも心理学、社会学等を専攻  
している者が多く、採用後も2年間の養成研修を受けている。このような知見に基づき  
把握することに努めている。
- 法改正の背景には、社会的に離婚が増加したため、効率的に事件を処理する要請があ  
るのではないか。
- ◇ 離婚には、裁判離婚、調停離婚と協議離婚があり、その統計は手元では分からないが、  
その大多数は協議離婚である。
- 効率的な事件処理をする側面は当然にあると思う。
- 離婚手続の代理人の受任割合は、訴訟の場合には殆どが付いているが、調停の場合は  
本人申立ての比率が高い。昔より裁判所を利用しやすい環境になってきていると思う。
- 調停において代理人を付けている割合はどの程度であるか。
- ◇ 調停については本人申立ての比率が高いが、遺産分割では弁護士が付いているケース  
は多い。感覚的であるが離婚調停については10件に1件もないくらいか。代理人とは  
ならないまでも弁護士に相談するケースはあると思う。
- 遠方当事者については、電話会議が一般的に利用できるようなれば良いと思う。
- 弁護士が家事事件に積極的に付く風土が今はまだないように思う。
- 離婚調停に弁護士が付くと逆に話がうまくいなくなるケースがあり、弁護士が入る  
タイミングが難しい。
- 一般的には弁護士が付く場合は、当事者間において利害が大きいケースにある。
- 調停当事者は自分の気持ちを整理して、相手方に伝えることに時間とエネルギーを使

う。申立書の書式は申立人の気持ちを伝えるために、相手に読んでもらう書類としては、その趣旨と文章の内容を検討した方が良いのではないかと思う。

- ◇ この内容でも配慮して柔らかくしたと思う。
- 争点が整理されていて、良くできていると思う。
- 裁判の感があり、冷たく感じる部分がある。
- ◇ 必ずこの書式を使う必要はないが、提出された書類を見て裁判所が判断することになり、申立後には書面や資料を出してもらうことになる。
- 調査官による調査について、一般的になじみがなく、認識されていない部分があり、手続で伝えた内容が将来的にどう影響するか心配になる。調査官についてもっと宣伝しなくてはならないのではないか、また、調査官はバランス感覚と他分野にわたる知識がないとできない職種ではないか。
- 子の意思を把握し考慮することは大事なことで力を入れていただきたいところであるが、把握した結果はどのように扱われるのか。
- ◇ 子の調査結果を報告書にまとめて裁判官に提出し、その内容は双方当事者に原則として開示される。子が述べた内容について開示することが子の利益に反すると判断した場合には開示しない場合もある。
- 子のプライバシーを最大限守ってもらいたい。自分としては原則非開示と思うし、何が何でも聞くことは子にいいことではない。
- ◇ 全ての事件について子の意思を聞くわけではなく、まずは両親が子の意思をどのように把握しているのかを聞くことになる。

## 5 次回期日及びテーマ

現委員の改選も予定されているため、事務局にて改めて調整の上で決定することとなった。